

事 務 連 絡  
令和元年 12 月 26 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第 19 号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(12 月診療分以降)

令和元年台風第 19 号による被災に関する診療報酬等の請求の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体へ周知徹底を図るようよろしくお願ひします。

#### 記

- 1 令和元年 12 月診療分以降に係る診療報酬等の請求について、被災地における保険医療機関等の状況に鑑み、原則として概算による請求の取扱いは行わないものとする。なお、11 月診療分に引き続き、通常の方法による請求が難しい保険医療機関については、審査支払機関に相談すること。
- 2 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて、令和元年 12 月診療分（令和 2 年 1 月提出分）に係る診療報酬請求書等の提出期限については、通常どおり令和 2 年 1 月 10 日とすること。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中  
公益社団法人 日本歯科医師会 御中  
公益社団法人 日本薬剤師会 御中  
一般社団法人 日本病院会 御中  
公益社団法人 全日本病院協会 御中  
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中  
一般社団法人 日本医療法人協会 御中  
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中  
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中  
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中  
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中  
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中  
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中  
公益社団法人 日本看護協会 御中  
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中  
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中  
独立行政法人 国立病院機構本部 御中  
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中  
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中  
独立行政法人 労働者健康福祉機構本部 御中  
健康保険組合連合会 御中  
全国健康保険協会 御中  
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中  
社会保険診療報酬支払基金 御中  
財務省主計局給与共済課 御中  
文部科学省高等教育局医学教育課 御中  
文部科学省高等教育局私学行政課 御中  
総務省自治行政局公務員部福利課 御中  
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中  
警察庁長官官房給与厚生課 御中  
防衛省人事教育局 御中  
労働基準局労災管理課 御中  
労働基準局補償課 御中  
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

事務連絡  
令和元年12月26日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第19号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(12月診療分以降)

令和元年台風第19号による被災に関する診療報酬等の請求の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体へ周知徹底を図るようよろしくお願いいたします。

#### 記

- 1 令和元年12月診療分以降に係る診療報酬等の請求について、被災地における保険医療機関等の状況に鑑み、原則として概算による請求の取扱いは行わないものとする。なお、11月診療分に引き続き、通常の方法による請求が難しい保険医療機関については、審査支払機関に相談すること。
- 2 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて、令和元年12月診療分(令和2年1月提出分)に係る診療報酬請求書等の提出期限については、通常どおり令和2年1月10日とすること。